

# 核兵器の非人道性と核軍縮

2014.4.19

小倉康久（明治大学）

## はじめに

### □報告の目的

- ・「核兵器の非人道性」からの核軍縮アプローチの現状と展望

## 1 核兵器の非人道性

### □政府レベルでは新しいアプローチ

- ・市民社会の主張「核兵器は非人道的な兵器であるから、廃絶すべきである」

- ・1996年のICJの勧告的意見、1963年の下田事件判決

⇒核兵器使用の違法性の問題

cf. オスロ会議におけるアイデ外相の開会演説「これまでの議論とは別の出発点に立つものである」

### □非人道性と違法性の関係

- ・兵器の違法性の判断基準：軍事的必要性和人道的配慮（非人道性）のバランス

cf. ハーグ規則 23 条 特別ノ条約ヲ以テ定メタル禁止ノ外、特ニ禁止スルモノ左ノ如シ

(e) 「不必要ノ苦痛ヲ与フヘキ兵器、投射物其ノ他ノ物質ヲ使用スルコト」

### □これまでの主な経緯

- ① 2010年 NPT 再検討会議の最終文書（2010.5.28）・・・コンセンサス

「会議は、核兵器のいかなる使用も壊滅的な人道上の結果をもたらすことに深い懸念を表明し、全ての国家がいかなる時も、国際人道法を含む適用可能な国際法を遵守する必要があることを再確認する。」（勧告 I. A. v.）

- ② 2015年 NPT 再検討会議・第1回準備委員会の「核軍縮の人道的側面に関する共同声明」（2012.5.2）・・・16カ国

- ③ 国連総会第1委員会の共同声明（2012.10.22）・・・34カ国

- ④ オスロ会議の議長総括（2013.3.5）・・・127カ国

- ⑤ 2015年 NPT 再検討会議・第2回準備委員会（2013.4.24）・・・80カ国

- ⑥ 国連総会第1委員会のニュージーランド提案の共同声明（2013.10.21）・・・125カ国

- ⑦ 国連総会第1委員会のオーストラリア提案の共同声明（2013.10.21）・・・17カ国

※ 「核兵器保有国を実質的かつ建設的に関与させ、また安全保障および人道性の両側面の認識なしには、核兵器の禁止自体がそれらの廃絶を保証するものではない」

- ⑧ ナジャリット会議の議長総括（2014.2.14）・・・146カ国

## 2 オスロ会議からナジャリット会議へ

### オスロ会議の要点（議長総括）

(A) いかなる国家あるいは国際機関も、核兵器の爆発が直ちにもたらす人道面にお

- ける緊急事態に十分に対応し、被害者に対して十分な救援活動を行うことは不可能であろう。そのような対応能力を確立すること自体、いかなる試みをもってしても不可能かもしれない。
- (B) これまでの歴史で核兵器の使用及び実験から得た経験は、それが即時的にも長期的にも壊滅的な結果をもたらすことを実証している。政治状況は変わっても、核兵器の潜在的破壊力に変わりはない。
- (C) 原因を問わず、核兵器の爆発の結果は国境を超え、地域的にも世界的にも国家や市民に重大な影響を及ぼす。

※日本語訳は、外務省仮訳

#### ナジャリット会議の重要な結論（議長総括）

- ①核兵器爆発の影響は国境に縛られない。それ故我々全員が共有する深い懸念をもたらす問題である。(C)
- ②(核兵器)爆発は、即死と破壊のみならず、社会的・経済的發展を妨げ、環境に害を与える。苦痛は広がり、貧しい人や弱者は最も深刻な影響を受ける。(B)
- ③インフラの再建及び経済活動、貿易、通信、医療施設及び学校の再建には何十年もかかり、重大な社会的、政治的な損害をもたらす。(B)
- ④放射線被曝は、人体のあらゆる臓器に短期的及び長期的な負の影響をもたらし、発がんリスクと将来に亘って遺伝的な病気(のリスク)を増大し得る。(B)
- ⑤今日、核兵器使用のリスクは、拡散、サイバー攻撃やヒューマンエラーに対する核運用・統制ネットワークの脆弱性、非国家主体、特にテロリストグループによる核兵器の入手の可能性の結果として地球規模で増大している。
- ⑥より多くの国々がより高いレベルの戦闘即応性の核兵器をより多く配備することで、偶発、過誤、未承認、または故意による核兵器使用の危険が著しく増大する。
- ⑦核兵器爆発の場合に、適切に対処し、または必要とされる短期的、長期的人道支援と保護を提供できる能力を持つ国や国際機関は存在しないのが事実である。さらに、例えそれを試みても、そのような能力を確立することは不可能であろう。(A)

※日本語訳は、外務省仮訳

□非人道性の再確認：(A) →⑦、(B) →②③④、(C) →①

□核爆発のリスクの高まり：⑤⑥⇒核軍縮の必要性

□核兵器の非人道性は確立されたか？

⇒非人道性は、客観的、科学的に評価が可能→国際世論への影響

cf. 岸田外相の長崎市でのスピーチ(2014.1.20)

### 3 今後の展望

□ NPT との関係

- ・ NPT の行き詰まり → NPT が起点

- ・「我々の考えでは、これはNPT及びジュネーブ諸条約共通第1条を含む国際法上の義務とも整合的である。(議長総括)」
- ・NPTの限界・・・NPTに加盟していない核兵器保有国の存在

□条約交渉の開始

核兵器の人的影響に関する幅広く包括的な議論によって、法的拘束力のある措置を通じた新たな国際基準または規範に到達するための国と市民社会のコミットメントへとつなげるべきである。

ナジャリット会議は、この目標に資する外交プロセスを立ち上げる時が到来したというのが議長の意見である。我々は、このプロセスが、特定の期限、最適な議論の場の定義及び明確かつ中身のある枠組みを含むべきであり、これにより核兵器の人的影響が軍縮の努力における本質となると信じている。(議長総括)

- ・次期会議の早期開催

⇒参加国の決意

cf. 日本政府の対応の変化・・・「概要と評価」

□NWC (Nuclear Weapons Convention) かNBT (Nuclear Weapons Ban Treaty) か？

- ・核兵器の保有・使用等の包括的禁止か、使用の禁止に限定するか？

□「オタワ・プロセス」の有効性

- ・核兵器保有国の不参加
- ・対人地雷禁止条約との対比

cf. ドイツ代表の発言「(地雷は) 国際システムの中で中心的な役割を果たしたことはない」

- ・現状の核兵器使用の法的評価

「核兵器の威嚇または使用は、武力紛争に適用される国際法の規則、そして特に国際人道法の原則および規則に、一般的には違反するであろう。(1996年のICJの勧告的意見)」

⇒条約義務の内容による・・・核兵器保有国が積極的に反対しない条約義務

ex. 「いかなる場合も」

□核軍縮(核廃絶)のプロセス

- ・「その中で、我々はこれまで過去に、兵器は違法化された後に廃絶されてきたことを考慮する必要がある。我々はこれが核兵器のない世界を実現するための道であると信じている。(議長総括)」⇒核兵器の違法化→核軍縮(核廃絶)
- ・核兵器が違法化されても、一定期間は核兵器の保有は認められる。  
⇒厳密には、先制使用のみが禁止される
- ・復讐(reprisal)としての核兵器使用は、違法性が阻却される余地は残されている。  
⇒核抑止の対象を核兵器のみに限定するなら、必ずしも矛盾するものではない
- ・先制使用の禁止⇒核軍縮の進展 ex. 地上発射型ICBMの削減
- ・「先制不使用」、「唯一の目的」の宣言